

犯罪情報官 速報

詐欺ハガキで 1,920万円の被害が発生

内容

女性宅にハガキが届き、記載の連絡先に電話をかけると、法務省の職員や弁護士を名乗る者などから

「訴訟を起こされている」

「今なら訴訟を取り下げることができる」

「あとから返金するので供託金を支払って」

などと言われ、現金を宅配便で送るなどして総額1,920万円をだまし取られたものです。

実際に届いた詐欺ハガキの一例

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）285 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年11月1日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-

受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）

被害にあわないために



- ・「現金を宅配便で送れ」は詐欺です。
- ・詐欺ハガキが届いたら、絶対に連絡せず、家族や警察に相談しましょう。 ☎警察安全相談電話「#9110」

平成28年～平成32年

「めざそう！
安全・安心・日本一」

ひろしまアクション・プラン

運動目標

県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる

日本一安全・安心な広島県の実現

重点項目

- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害

アンダー

5

作戦

※ この情報を、掲示・回覧・チラシ配布・朝礼・口コミ等で広報していただきますようお願いいたします。